

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第68回 シンポジウム「国家緊急権は危ない！ 憲法に緊急事態条項の創設は必要か？」

憲法問題対策センター副委員長 小川 貴裕 (63期)

1 2017年3月15日(水)クレオにて東京三会の主催、日弁連及び関弁連共催で国家緊急権をテーマにしたシンポジウムが開催された。

まず、当会小林元治会長(当時)から、「国家緊急権はしばしば濫用される危険な制度である。諸外国でも問題となっており、非常に時宜を得たテーマである」との開会挨拶で始まった。

続いて、当会所属・日弁連憲法問題対策本部事務局長の川上詩朗弁護士が、国家緊急権に反対する日弁連の意見書(2017年2月17日発出*1)について解説された。詳細は下記日弁連HPで確認されたい。

2 基調講演として、在外研究から帰国されたばかりの水島朝穂教授に、諸外国の緊急権の内容と歴史について解説いただいた。

西ドイツが1968年に導入した緊急事態条項は、議会承認と裁判所の監視のもとに緊急権の行使を認めている。これには、1952年パリ条約で米英仏に留保された非常事態宣言権を、緊急事態条項の導入によって東西分裂状況下の西ドイツに回収するという特殊事情があった。この緊急権を運用するには内閣だけでなく議員と憲法裁判官が常に核シェルターの付近にいなければならず、政府がベルリンに移転した現在では運用を考えられていないとのことである。

次に、フランス第5共和政憲法16条には「大統領は状況に応じて必要な措置をとることができる」との強力な緊急権の定めがあり、ド・ゴール大統領が濫用的に用いた経緯がある。このため、現代のフランスでは劇薬だとして可能な限り運用しない方向になっており、2015年11月のパリ同時多発テロでは、国会承認が必要な憲法36条の戒厳令と法律上の非常事態宣言を用いている。それでも、フランス政府は延長を重ねて現在まで令状なしの逮捕捜索を続けており、濫用が疑われている。

お隣の韓国でも、1949年の独立から1987年の民主化まで緊急権の濫用の歴史であった。

これらの歴史に鑑みると、自民党草案の緊急事態条項は法律に委任する条項が多いうえ濫用の歯止めがなく、危険な条文である。我が国では憲法54条に

参議院緊急集会の定めがあり、法律にも災害対策基本法に災害緊急事態宣言の定めがあるが、活用されていない。既存の制度を活用せずに、憲法に緊急事態条項を欠くことを理由に災害対応できなかったとするのは詭弁であると論じられた。

3 続いて、石田勇治教授から戦間期ワイマール憲法の大統領緊急令の運用について解説いただいた。ワイマール憲法48条の大統領緊急令は、ワイマールの民主制を保全するために組み込んだもので、たしかに大戦直後の退役軍人らの暴動鎮圧には有効だった。しかし、財政上の問題も緊急事態として議会を無視して緊急令が濫用されるようになり、最終的に、保守権威主義者のヒンデンブルク大統領とヒトラーに悪用され、1933年国会炎上事件の緊急令と全権委任法によってヒトラーによる独裁が生まれた。

プロイセン・ドイツ帝国の権威主義に郷愁を感じる保守主義者が、ワイマール憲法と少数政党分立の民主的議会に不信を抱く中、革命勢力の伸長に対抗するため、一時的対応のつもりでナチスと手を組んだということであった。また、憲法に反する独裁制をカール・シュミットが理論的に正当化したことも重大であったと批判された。

4 最後に、第二東京弁護士会副会長大竹寿幸弁護士(当時)が、「権力者は国家緊急権の濫用の誘惑に勝てない歴史がある。緊急事態条項が制定されること自体の危険性を学ぶことが重要である」と述べ、シンポジウムを締めくくった。

5 水島教授からは、国家緊急権の比較論だけでなく、憲法前文、11条、97条を前提にした人権条項の改正限界も議論された。また、石田教授が解説されたワイマールの政治状況は、現代日本に重なる部分があり、緊急権を議論する人すべてに聴いてほしい内容であった。水島教授「直言」*2も参照されたい。

基本的人権の擁護は弁護士の責務であり、安易に人権制約を認める憲法改正がなされないよう、国民に知識を広めるとともに、議論を深めていきたい。

* 1 : http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2017/170217_3.html

* 2 : <http://www.asaho.com/jpn/bkno/2017/0410.html>